2025年６月19日

各　　位

会社名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート
代表者名　　代表取締役社長 中山　義人
コード番号　　3850（東証スタンダード）
問合せ先　　取締役　管理本部長　鈴木　誠
（TEL　03-5549-2823）

譲渡制限付株式（報酬）としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式（報酬）としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．処分の概要

(1) 払込期日	2025年７月18日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式　5,632株
(3) 処分価額	１株につき 3,900 円
(4) 処分総額	21,964,800円
(5) 割当予定先	取締役（※）　２名　1,536株 執行役員　８名　2,048株 従業員　６名　1,536株 子会社取締役　２名　512株 ※ 社外取締役及び非常勤取締役を除きます。

２．処分の目的及び理由

当社は、2023 年５月 12 日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2023 年６月 16 日開催の第 24 回定時株主総会において、①本制度に基づき、対象となる取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、本割当株式Ⅰ（以下で定義します。）については３年間から５年間までの間で当社の取締役会が定める期間、本割当株式Ⅱ（以下で定義します。）については１年以上の期間で当社の取締役会が定める期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、対象となる取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物

出資と引換えに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法にて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間 15,000 株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額 2,000 万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員、次世代幹部候補である従業員及び重要な子会社の役員にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役２名（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。）、執行役員８名、従業員６名及び当社子会社の取締役２名（以下「対象者」と総称します。）に対し、本制度の目的、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭（報酬）債権合計 21,964,800 円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式 5,632 株を処分することを決議いたしました。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

本自己株式処分に伴い、当社と対象者は個別に、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたします。なお、本割当契約により割り当てる当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）には、譲渡制限の解除条件に業績条件を含まないもの（以下「本割当株式Ⅰ」といいます。）と、譲渡制限の解除条件に業績条件を含むもの（以下「本割当株式Ⅱ」といいます。）があります。

（１）譲渡制限期間

対象者は、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱのそれぞれについて、次に定める期間（以下「譲渡制限期間」と総称する。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

① 本割当株式Ⅰの譲渡制限期間

2025 年７月 18 日（払込期日）から 2028 年７月 18 日までの期間（以下「譲渡制限期間Ⅰ」という。）

② 本割当株式Ⅱの譲渡制限期間

2025 年７月 18 日（払込期日）から 2026 年７月 18 日までの期間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」という。）

（２）譲渡制限の解除条件

① 本割当株式Ⅰの譲渡制限の解除条件

対象者が、譲渡制限期間Ⅰ中、継続して、当社の取締役、執行役員若しくは従業員又は当社子会社の取締役若しくは執行役員のいずれかの地位（以下「本地位」という。）にあったことを条件として、譲渡制限期間Ⅰの満了日において、本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、譲渡制限期間Ⅰ中に任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位をいずれも喪失した場合、当該喪失の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数に、本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果、１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅰ（ただし、死亡により本地位を喪失した場合には本割当株式Ⅰの全部）につき、譲渡制限を解除する。

② 本割当株式Ⅱの譲渡制限の解除条件

対象者が、譲渡制限期間Ⅱ中、継続して本地位にあったことに加え、中期経営計画上の2025年度における経営目標である①売上高130億円以上、②営業利益率10%以上、③クラウド・サブスク売上高21億円以上、及び、④クラウド・サブスク転換率（ソフトウェアライセンス内売上高比率）75%以上の全部（いずれも連結ベース）を達成することを条件として、譲渡制限期間Ⅱの満了日において、本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、譲渡制限期間Ⅱ中に任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位をいずれも喪失した場合、当該喪失の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果、１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅱ（ただし、死亡により本地位を喪失した場合には本割当株式Ⅱの全部）につき、譲渡制限を解除する（当該喪失が2026年６月１日以降に生じた場合には、上記①から④までをいずれも達成していることを解除の条件とする。）。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象者が本地位をいずれも喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

３．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭（報酬）債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年６月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,900円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以　上